

議 長 日程第8「議案第20号令和2年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号令和2年度松田町下水道事業特別会計予算。令和2年度松田町下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,284万7,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明をさせていただきます。355ページをお願いいたします。

第2表、地方債から御説明いたします。表左側、起債の目的の欄。公共下水道事業債です。限度額4,450万円で、公共下水道污水管布設工事等に充てる150万円と下水道事業債分の補填特別措置債等の4,300万円を合わせた額となっております。下の酒匂川流域下水道事業債は限度額380万円で、小田原の酒匂処理場の建設事業債を関係市町により負担する財源を起債で受けるものです。よって、合計は4,830万円となっております。

少し飛びまして、362ページ、363ページをお願いいたします。事項別明細の歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1受益者負担金です。本年度15万円でございます。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料です。本年度1億2,200万円でございます。款4繰入金、項、目とも一般会計繰入金です。公債費の減により、本年度9,480万円となり、公債費の元利償還金に充当してございます。款5繰越金、項、目とも繰越金です。前年度繰越金としまして723万3,000円計上してございます。款6諸収入、最下段の項2雑収入で

すが、本年度27万1,000円の計上でございます。雑入の内訳としまして、水道企業団の負担金を見込んでございます。款7町債です。目1下水道事業債です。先ほど地方債で御説明いたしました公共下水道污水管布設工事分と小田原市酒匂の処理場建設の事業費の負担分4,830万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1下水道総務費、目1一般管理費です。この目では下水道事業管理経費として本年度2,211万円でございます。主な歳出としまして、右のページの説明欄の中段、12委託料で、下水道使用料徴収事務を上水道会計へ委託する委託料等520万円を見込んでおります。節26の公課費では、消費税及び地方消費税を1,100万円、その段2、節2給料、以下職員1名分の人件費と計上してございます。次に最下段、施設管理経費でございます。本年度344万1,000円でございます。この目では、下水道管の施設管理経費として支出をするところでございます。

次のページをお願いいたします。節10需用費でございます。111万3,000円を計上しております。光熱水費として流量計4基、マンホールポンプ5基の電気料と下水道管等の修繕料を計上してございます。節12委託料では、下水道の水質検査委託料、流量計やマンホールポンプの保守点検料として211万1,000円を計上してございます。

続いて、款2事業費、項、目とも下水道事業費です。本年度382万2,000円でございます。この目では、主に公共下水道の工事経費を支出してございます。節14工事請負費で300万円の計上でございます。主な内訳としましては、公共下水道維持補修工事としてマンホール蓋の改修や、下水道管渠の修繕工事を計上してございます。

次のページをお願いいたします。款3流域下水道費、項、目とも流域下水道費です。本年度6,394万9,000円です。酒匂川流域下水道事業の維持管理負担金の支払いに充てるものでございます。

款4公債費、項1公債費です。目1元金です。本年度1億4,980万1,000円で、前年比1,279万3,000円の減になっております。平成4年度借入れからの長期債元金の償還金でございます。目2利子です。本年度2,636万4,000円で、同じく長期債利子の償還金です。前年比マイナス286万8,000円の減です。

款5、項、目とも予備費です。本年度336万円でございます。以上でございます。

なお、361ページ以降に投資的事業の概要、給与金明細、債務負担行為に関する調書、地方債の現在見込みに対する調書、令和2年度公債費元利償還金121件分の内訳が記載されているので、後ほど御高覧いただき、説明は省略させていただきます。

説明は以上で終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 先ほどのですね、寄簡易水道事業会計でもお聞きしました。下水道事業特別会計におきましても、公営企業化の移行がですね、同じ、寄簡水と同じタイミングでされるというふうに思います。先ほどは、寄簡水のほうはですね、会計の移行については2年間ということで説明がございました。下水道のほうは事業規模的には大分大きいと思いますが、どの程度ですね、そういう会計の移行は見込まれているのか。もう既にですね、大井町、開成町の下水道会計は、たしか令和2年度ぐらいからですね、移行されるというふうな情報を聞いておりますが、下水道事業会計についてもですね、今後の対応等についてお知らせいただきたいと思います。

環境上下水道課長 下水道事業のですね、公営企業化に向けたスケジュールにつきましても、簡易水道と同じく2年間を見ております。

6 番 井 上 2年間ということで、今後のですね、移行に係る、もうこの令和2年度は何もやらないのか、その2年前からですね、そのまますぐスタートしてしまうのか。住民に対する、そういった情報提供なり、または企業会計化に伴うですね、料金等の変更の考え方についてどうなのか、そういったところもあわせてお願いをいたします。

環境上下水道課長 まずですね、先ほどの私の説明もちょっと足りないところがありましたので、2年というのはですね、令和3年、令和4年の2カ年を指すところでございます。下水道のいわゆる企業会計化に伴いまして、基本的な考え方としては、先ほど申しました、いわゆる簡易水道事業とですね、同じ考え方で考えていく必要があるというふうに考えております。簡易水道事業と比べるとですね、あ

る程度、規模も大きく、簡易水道と比較しますとある程度、経営もですね、若干安定はしているところではございますが、当然、その独立採算の原則に沿ってですね、受益者負担の関係とですね、それに対する、いわゆる公共財の投資を本当にどの程度のバランスでやっていくのか、あわせてですね、いわゆる現在の使用料はですね、またある程度、企業化に伴ってですね、いわゆる経費の回収率を上げるためにですね、上げていかなきゃいけないということも当然検討はしていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

なお、住民の周知につきましてもですね、いわゆる制度の御案内からですね、まず始めさせていただいて、検討の内容というのはですね、常時、皆さんに広く公開するような形でですね、提供できればなというふうを考えているところでございます。以上です。

議 長 ほかにございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号令和2年度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。